

放課後等デイサービス事業所きぼう重要事項説明書

この重要事項説明書は、社会福祉法第 76 条及び第 77 条の規定に基づき、当事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことをサービス利用希望者に対して説明するものです。

1. 事業所経営法人の概要

名 称	社会福祉法人 希望会
法 人 種 別	社会福祉法人
法人所在地	千葉県匝瑳市栢田 8645-1
電 話 番 号	0479-67-5613
代表者氏名	理事長 石田 雅男

2. 事業所の概要

名 称	放課後等デイサービスきぼう
事業所所在地	千葉県山武郡原方 1310-2
施 設 種 別	放課後等デイサービスきぼう
指定年月日	平成26年 4月 1日
利 用 定 員	10 名
管理者氏名	施設管理者 石田美樹
建 物	構造(木造瓦平家建)面積 163.13 m ²
電 話 番 号	0479-74-3202
F A X	0479-74-3202
事業所番号	放課後等デイサービス事業:番号1250700042
目的	社会福祉法人 希望会(以下「事業者」という。)が開設する放課後等デイサービスきぼう(以下「事業所」という。)が行う放課後等デイサービス事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、指定放課後等デイサービスの円滑な運営管理を図るとともに、障害児及び障害児の保護者の意思及び人格を尊重し、障害児及び障害児の保護者の立場に立った適切な指定放課後等デイサービスの提供を確保することを目的とします。
運営方針	① 事業者は、障害児が生活能力の向上の為に必要な訓練を行い、及び社会との交流を図る事ができるよう、当該障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な指導及び訓練を行うものとする。 ②事業の実施に当たっては、障害児の保護者の必要な時に必要な指定放課後等デイサービスの提供ができるよう努めるものとする。 ③事業の実施に当たっては、地域及び家庭との結びつきを重視した運営を行い、障害児の保護者の所在する市町村、障害者総合支援法第 5 条第 1 項に規定する障害福祉サービスを行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は、福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。
運営方針	④前三項のほか、児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号。以下「法」という)及び「児童福祉法に基づく指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準」(平成 24 年厚生労働省令第 15 条)に定める内容のほか関係法令を遵守し、事業を実施するものとする。

3. 事業所の設備等の概要

①指導訓練室（単位㎡）

居室の種類	室数	面積	設備
指導訓練室	1室	29.81㎡	テーブル

② 指導訓練室以外の設備

（単位㎡）

居室の種類	室数	面積
相談室	1室	13.25㎡
洗面所	1室	3.31㎡
静養室	1室	9.94㎡
事務室	1室	9.94㎡
トイレ	2室	4.96㎡

4. 従業者の配置

職種	指定基準	常勤	非常勤	備考
管理者	1名	1名	—	(兼務)
児童発達支援管理責任者	1名	1名		
保育士（児童指導員）	2名	3名	2名	

※職員の配置については、厚生労働省の指定基準を順守しています。ただし指定基準を下回らない範囲で変動することがあります。

5. 主な職種の勤務体制

職種	勤務体制	
管理者	日勤 9:00~18:00	遅番 9:30~18:30
児童発達支援管理責任者		
保育士 児童指導員（常勤）		
保育士・児童指導員（非常勤）		

6. 通常の事業の実施地域

通常送迎の実施地域は匝瑳市、横芝光町、山武市、旭市の区域とする。

7. 営業時間とサービス提供時間

営業日	月曜から土曜までとする。ただし12月29日から1月3日までを除く。
営業時間	月曜日から金曜日までは、午前9時30分から午後6時30分までとする。 ただし、学校休業日を除く。土曜日及び学校休業日は、午前9時から午後6時までとする。

サービス提供日	① 月曜日から金曜日までとする。 ただし、12月29日から1月3日までを除く。 ② 土曜日及び学校休業日とする。 ただし、12月29日から1月3日までを除く。
サービス提供時間	② 放課後から午後6時までとする。 ③ 午前10時から午後5時までとする。

8. サービスの内容

(放課後等デイサービス給付費の対象となるサービス)

① 様々な活動

療育活動

健康・生活

- ・日常生活での基本的な動作の支援

運動・感覚

- ・筋力トレーニングやストレッチ、ゲームやクイズ

認知・行動

- ・ブロックなどを使用した創作活動、音楽活動を通し、リズム力の育成及び情緒面のケア

言語・コミュニケーション

- ・伝言ゲームや早口言葉を用いたゲーム、考えを発表する場の提供

人間関係・社会性

- ・事業所以外での活動への参加、買い物体験、調理活動

② 生活支援

健康管理

(体調不良時の家族・医療機関等の連携等健康面の支援)

食事支援

(食事の際のマナー等の支援)

排泄支援

(トイレの誘導等などの支援)

③ 生活相談

(日常生活の中での助言・相談)

④ 情報の提供及び相談

(他の福祉サービスの情報提供、サービスの斡旋や利用方法の助言)

⑤ 送迎サービス (営業時間に合わせた送迎を行う)

【平日 特別支援学校など～事業所 事業所～家庭】

【休日 家庭～事業所 事業所～家庭】

(放課後等デイサービス給付費の対象外のサービス)

- ① 食事(昼食代金:実費相当分)
- ② 各種体験活動に参加した際の実費相当分
- ③ サービス提供記録等の複写に際しての実費相当分

9. 利用料金及び支払方法

①基本的なサービス利用料金

基本金額(1単位10円)

放課後(学校終了以後)単位 609単位

土、祝日、長期休暇単位 666単位

※1 児童指導員等加配加算(単位)

利用者及び保護者への支援の強化を図る為に、支援給付費の算定に必要とする員数に加え、児童指導員を1名以上配置(常勤換算による算定)している場合、1日につき所定単位を算定するものです。

常勤専従経験5年以上・・・187単位

常勤専従経験5年未満・・・152単位

常勤換算経験5年以上・・・123単位

常勤換算経験5年未満・・・107単位

※個別サポート加算(Ⅰ)1日90単位

児童発達支援、医療型児童発達支援及び放課後等デイサービスにおいて、ケアニーズが高い障害児に支援を行ったときに本加算が可能となります。以下の①又は②に該当すること

- ・食事、排泄、入浴及び移動のうち3以上の日常生活動作について全介助を必要とするもの
- ・指標判定の表の項目の点数が13点以上であるもの(強度行動障害支援者養成研修基礎研修修了者を配置し、支援を行った場合にさらに30単位を加算)

※個別サポート加算(Ⅱ)1日150単位

要保護(児童福祉法第6条の3第8項に規定する要保護児童をいう。)又は、要支援児童(同法同条第5項に規定する要支援児童をいう。)を受け入れた場合に、児童相談所その他の公約機関又は当該児童若しくはその保護者の主治医と連携し、児童発達支援等を行う必要のあるものに対し、指定児童発達支援事業所等において、支援を行った場合に評価する加算です。

※個別サポート加算(Ⅲ)1日70単位

不登校児童に対して、通常の発達支援に加えて、学校と連携の下、家族への相談援助も含め、支援を行った場合。

②その他サービス利用料金

ア.送迎加算（片道 54 単位）

各学校から事業所まで、また家庭から事業所へ、事業所から各家庭へ送迎を行った際に、片道あたり所定の単位を加算させていただきます。

イ.延長支援体制加算（延長時間 1 時間未満の場合 61 単位）

（延長時間 1 時間以上 2 時間未満の場合 92 単位）

（延長時間が 2 時間以上の場合 123 単位）

運営規定に定める営業時間が 8 時間以上であり、営業時間の前後の時間において、指定放課後等デイサービスを行った場合に、1 日の延長支援に要した時間に応じ、1 日につき所定単位を算定するものです。

ウ.利用者負担上限額管理加算（150 単位）

保護者から依頼を受け、通所利用者負担額合計額の管理を行った場合に、1 月につき所定単位を算定するものです。

エ.福祉・介護職員等処遇改善加算Ⅲ（総単位数に加算率 12.1%をかけた単位数）

福祉介護職員の処遇を改善するための加算で、総単位数に加算率 12.1%をかけた単位数を 1 日につき算定するものです。

② 放課後等デイサービス給付費対象外料金

サービスの種類	費用	備考
食事代金	実費	要相談
行事等参加料金	実費	要相談

③ 支払方法

前記「サービス利用料金」①②③の料金・費用は、1 ヶ月ごとに計算し、ご請求します。

10.利用者負担に関する月額上限

世帯所得	負担上限額
生活保護・低所得	0 円
一般世帯 1	4600 円
一般世帯 2	37,200 円

11.利用者に際しての留意事項

面会	事務所にご連絡ください。尚、ご家族以外の方については、利用者との関係をお尋ねする場合があります。
食事	お弁当注文方法でご用意します。また、自宅からお弁当等を持参して頂くことも可能です。
宗教活動	利用者の信仰等は自由ですが、ほかの利用者に対して政治・営利を含めた活動などは行いません。
貴重品管理	利用者の責任において管理していただきますが、自己管理できない場合は、事業所で保管いたします。
危険物等	危険物の持ち込みは禁止いたします。その他はご相談下さい。

12. 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」を遵守するとともに、下記の対策を講じます。

- ① 虐待防止に関する責任者を選定します。
- ② 苦情解決体制を整備します。
- ③ 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。
- ④虐待の防止のための対策を検討する委員会の設置等を実施しています。

13. 協力医療機関

○協力医療機関

医療機関名	科名	所在地	電話番号
東陽病院	内科・皮膚科・整形外科 泌尿器科・外科・脳外科	山武郡横芝光町宮川 12100	0479-84-1335

14. 非常災害時の対応

事業所は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報体制を整備し、それらを定期的に事業所の従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を実施するものとします。

非常時の対応	別途に定める防災計画により対応します。
防火管理責任者	石田美樹
避難訓練	消防法に定められた年2回以上の訓練を利用者参加の上実施
防災設備	消火器

15. 感染症の発まん延防止の措置

事業所は、感染防止を実践する体制を整備し、感染症発生時は感染拡大防止のための対応をします。

- ① 従業者による感染症および感染対策に対する研修の実施と感染予防対策の実施
- ② 事業所内での感染対策を実践
- ③ 事業所内の危機管理体制を構築
(感染対策委員会の開催、指針・マニュアル・事業継続計画の作成、シミュレーション)

16. 身体拘束等の禁止

- ①事業所は、サービスの提供にあたり、利用者の生命又は身体を保護するために緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為は行いません。
- ②事業所は、やむを得ず身体的拘束等を行う場合は、態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要なことを記録するものとします。
- ④ 従業者に対する身体的拘束等の適正化のための研修の定期的な実施

17. 苦情等申立先及び虐待防止に関する相談窓口

① 苦情等申立先

事業所内の受付窓口				
担当者	職名・役職名	氏名	住所	電話番号
受付担当者	保育士	大川文子	山武郡原方 1310-2	0479-74-3202
第三者委員		林 正夫		
		角田敬一		
解決責任者	管理者	石田美樹	山武郡原方 1310-2	0479-74-3202

● 行政等の受付期間

機関名		住所	
千葉県	千葉県健康福祉部障害福祉課	千葉県中央区市場町 1 番 1 号	043-223-2336
市区町村	匝瑳市役所福祉課	匝瑳市八日市場ハ 793-2	0479-73-0084
	旭市役所福祉課	旭市ニ 1920	0479-62-5351
	横芝光町福祉課	横芝光町宮川 11902	0479-84-1257
市町村	山武市社会福祉課	山武市殿台 296 番地	0479-80-2614
千葉県健康福祉部	障害福祉事業課	千葉県千葉市中央区市場町 1-1	043-223-2336

③ 虐待に関する窓口

担当者	氏名	住所	電話番号
虐待防止責任者	石田美樹	山武郡原方 1310-2	0479-74-3202

18. 緊急時の対応

サービス中に利用者の容態に急変があった場合は、必要に応じて受診医療機関の主治医に連絡する、または、救急病院に搬送するなどの必要な措置を講ずるほか、管理者・ご家族等へ連絡を行います。

19. 個人情報保護に関する相談の受付・記録及び情報管理について

担当者	氏名	住所	電話番号
個人情報保護管理者	石田美樹	山武郡原方 1310-2	0479-74-3202

- ① 従業者は個人情報の保護に努め、業務上知り得た個人情報について在職中及び退職後においても他に漏らしません。
- ② 利用者に医療等緊急時の必要性がある場合には、医療機関等に利用者に関する心身等の情報を提供できるものとします。
- ③ 利用者の個人情報をサービス調整会議等で用いる場合には、予め文章にて利用者の同意を得ることとします。ただし、支援サービス計画書を作成した際に利用者に同意を得ている場合には、この限りではありません。
- ④ 利用者の円滑なサービス利用のため支援を行う際に、利用者に関する情報を提供する場合には、予め文章にて利用者の同意を得ることとします。

放課後等デイサービスの利用にあたり、契約に際し利用者に対して契約書及び本書面に基づいて、重要な事項を説明しました。

事業所

(所在地) 千葉県匝瑳市原方 1310-2

(名 称) 放課後等デイサービスきぼう

(説明者) 氏名 石田美樹 印

私は契約書及び本書面により、これから利用する放課後等デイサービス事業の重要な事項について、事業所から説明を受けました。

利用者

(氏 名)

保護者

(住 所)

(氏 名) 印

利用者との関係 ()

個人情報使用同意書

私及びその家族の個人情報については、次に記載するところにより必要最小限の範囲内で使用することを同意します。

記

1 使用する目的

事業者が、指定放課後等デイサービスの提供にあたり、円滑にサービスを実施するために
行うサービス担当者会議等において必要な場合。

2 使用にあたっての条件

個人情報の提供は、上記1に記載する目的の範囲内で必要最低限に留め、情報提供の際に
は関係者以外には決して漏れることのないよう細心の注意を払うこと。

3 個人情報の内容

- ・氏名、住所、健康状態、病歴、家庭状況等事業者がサービスを行うために最低限必要な
利用者や家族個人に関する情報。
- ・認定調査票、主治医意見書、障害程度区分認定審査会における判定結果の意見
(認定結果通知書)
- ・その他の情報

※「個人情報」とは、利用者個人及び家族に関する情報であって、特定の個人が識別され、
又は識別され得るものをいいます。

令和 年 月 日

放課後等デイサービスきぼう 管理者 あて

保護者

<氏 名> _____ 印

<住 所> _____

<児童氏名> _____

重要事項説明書